

令和2年度権利擁護業務について

1 高齢者虐待報告

(1) 相談数

	南部包括支援センター	北部包括支援センター
相談数	4件	4件
内虐待認定数	3件	4件
身体的虐待	3件	2件
心理的虐待	0件	1件
身体的+心理的	0件	1件

(2) 虐待対応について

①守谷市「養護者による高齢者虐待」対応フローについて
(別紙資料No.2-2 参照)

②虐待対応における市と地域包括支援センターの役割

市	地域包括支援センター
○相談・通報・届出の受理 ○立ち入り調査の決定・実施および警察署長への援助要請 ○虐待の認否・支援方針の決定 ○やむを得ない事由による措置の決定・実施 ○権利擁護ネットワークの体制構築	○虐待防止・早期発見のための相談窓口の普及啓発 ○相談・通報・届出の受理 ○立ち入り調査の実施 ○事実確認 ○虐待解消に向けた具体的な対応・支援(高齢者・養護者)

※高齢者虐待の防止, 高齢者の養護に対する支援等に関する法律

③虐待通報・相談受付状況

ケアマネジャー	警察	サービス事業所
4件	3件	1件

(3) 対応会議開催状況

項目	南部包括	北部包括
情報共有ミーティング	4回	4回
コアメンバー会議	4回	4回
終結会議	1回	1回

- ・モニタリングは, 地域包括支援センターが月に1回程度実施
- ・12月に市と2つの包括支援センターで, 評価会議を実施予定

2 虐待対応における課題

(1) 健幸長寿課

①権利擁護ネットワークの未構築

虐待対応は、虐待防止から早期発見が重要となる。

守谷市と地域包括支援センターが中心となり、具体的な介入、支援まで実施するためには、警察署や、医療機関、介護保険事業所等関係機関とのネットワークの構築が必要と考える。

(2) 北部地域包括支援センター

①地域包括支援センターが、市民に認知されていない。

②警察署との連携がまだ十分できていない。地域の見守りが必要な対象者の情報共有をしていきたい。

(3) 南部地域包括支援センター

①養護者と本人との面接を行う中で、関係を崩さないように、どのように関わりを持っていくか。